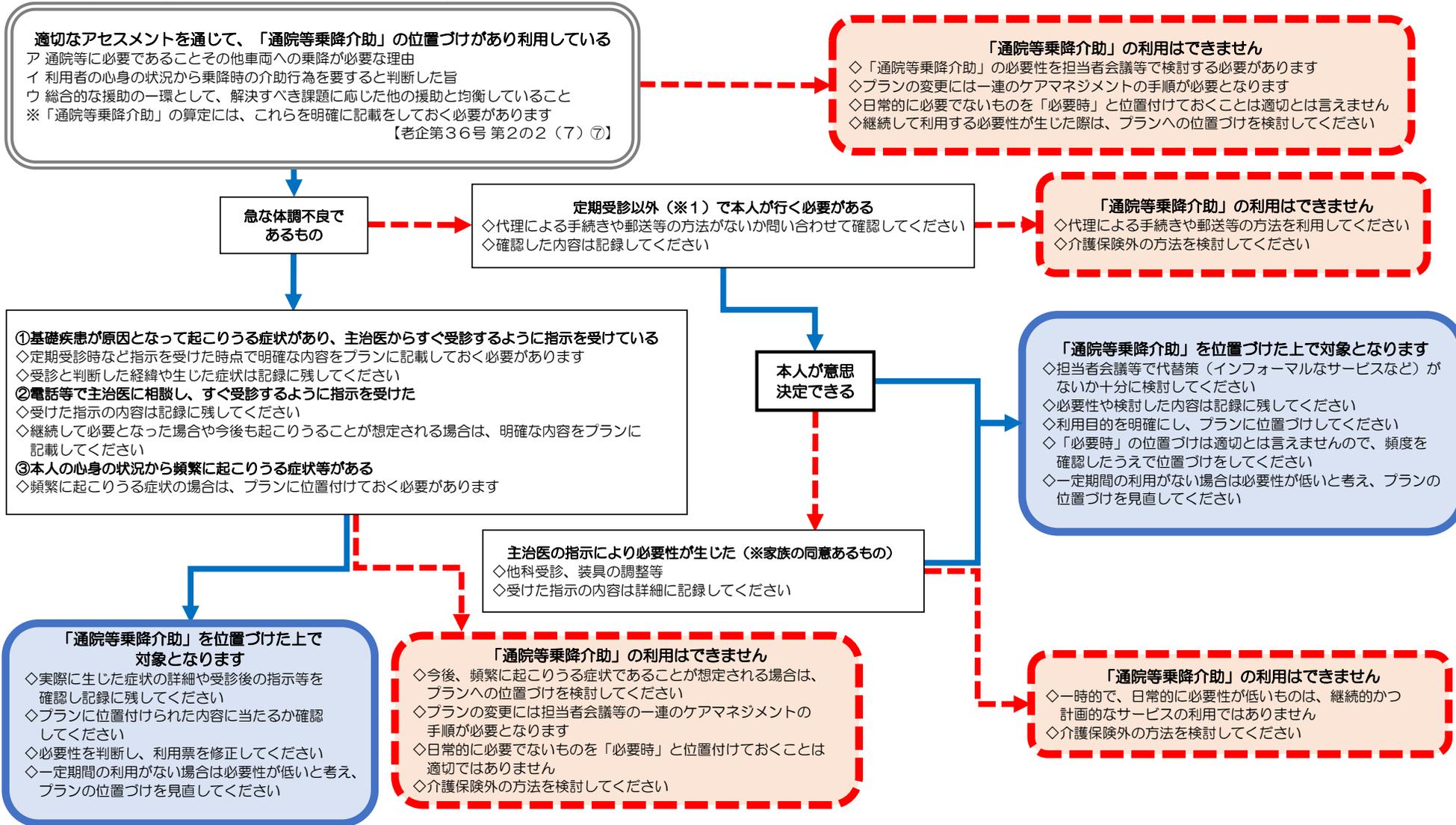


スタート 【はい → いいえ →】

※このフローチャートでは、「通院等のための乗車又は降車の介助」については、「通院等乗降介助」と示しています



※1 定期受診以外で「通院等乗降介助」の対象となる例(当市では以下を想定しています。基本的には定期的に必要かどうか、定期的に位置づけることができないものについては介護保険外の方法を検討すべきと考えます)

【利用可能なこと】 ①役所での手続き ②選挙 ③眼鏡・補聴器などの調整 ④銀行での手続き ⑤主治医の指示による他科受診 ⑥主治医の指示によるインフルエンザ等の予防接種 ⑦主治医の指示による装具の調整など

※利用可能なことに含まれる目的地が複数あり、居宅が起点又は、終点となる(移送に関して複数回ある場合は、同一事業所が行うことが条件となる)

【利用できないこと】 ①散髪 ②医師の指示がない整骨院・鍼灸・マッサージなど(医療保険とならないため受診に当たらない) ③冠婚葬祭 ④お墓参り ⑤家族のお見舞い